

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	薩摩川内市重度心身障害者医療費助成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、薩摩川内市重度心身障害者医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年2月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	薩摩川内市重度心身障害者医療費助成事務
②事務の概要	<p>重度心身障害者の医療費負担の軽減を図るため、重度心身障害者に対して医療費助成を行っている。</p> <p>①重度心身障害者医療費助成の新規申請・内容変更受付、審査、決定 ②重度心身障害者医療費助成の受給資格者証発行 ③重度心身障害者医療費助成の支給</p> <p><Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・本事業対象者は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・本事業対象者が、医療機関受信時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉システムWell+ ・中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者医療費助成申請書ファイル ・重度心身障害者医療費助成内容変更ファイル ・重度心身障害者医療費助成認定ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第2項 ・番号法第19条6号 ・薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行政管理部行政経営課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部障害福祉課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]
	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、重心医療費給付に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	薩摩川内市情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報の漏えい・消失等を防ぐため、安全管理措置等を講じている。 また、特定個人情報を含む書類は施錠された書庫に保存し、廃棄する場合は、廃棄した記録を保存するなどの対策を講じていることから、対策リスクは「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害・社会福祉課長 徳留 真理子	障害・社会福祉課長 穴野 盛久	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成28年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害・社会福祉課長 穴野 盛久	障害・社会福祉課長 有西 利朗	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障害・社会福祉課長 有西 利朗	障害・社会福祉課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	VI リスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VI リスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和2年7月8日	VI リスク対策 8. 監査実施の有無	[] 内部監査	[O] 内部監査	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害・社会福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害・社会福祉課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部社会福祉課	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害・社会福祉課長	障害福祉課長	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和5年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部障害・社会福祉課	保健福祉部障害福祉課	事後	令和5年4月1日付人事異動
令和7年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	① 部署 保健福祉部社会福祉課 ② 所属長の役職名 社会福祉課長	① 部署 保健福祉部障害福祉課 ② 所属長の役職名 障害福祉課長	事後	組織見直し
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部社会福祉課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)	保健福祉部障害福祉課(住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)	事後	組織見直し
令和7年10月1日	I 関連情報 1-②事務の概要	重度心身障害者の医療費負担の軽減を図るため、重度心身障害者に対して医療費助成を行っている。 ①重度心身障害者医療費助成の新規申請・内容変更受付、審査、決定 ②重度心身障害者医療費助成の受給資格者証発行 ③重度心身障害者医療費助成の支給	重度心身障害者の医療費負担の軽減を図るため、重度心身障害者に対して医療費助成を行っている。 ①重度心身障害者医療費助成の新規申請・内容変更受付、審査、決定 ②重度心身障害者医療費助成の受給資格者証発行 ③重度心身障害者医療費助成の支給 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・本事業対象者は、マイナンバーを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・本事業対象者が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事後	PMH対応に伴い追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報 1-③システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー	・総合福祉システムWell+ ・中間サーバー ・Public Medical Hub(PMH)	事後	システム更新及びPMH対応に伴うもの
令和7年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ・薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第2項	・番号法第9条第2項 ・番号法第19条6号 ・薩摩川内市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年10月1日	VIリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する 十分である	事後	PMH対応に伴うもの
令和7年10月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	法令改正に伴うもの
令和7年10月1日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底照会を行うことを厳守している。また、重心医療費給付に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄など	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年10月1日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		薩摩川内市情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報の漏えい・消失等を防ぐため、安全管理措置等を講じている。 また、特定個人情報を含む書類は施錠された書庫に保存し、廃棄する場合は、廃棄した記録を保存するなどの対策を講じていることから、対策リスクは「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記